

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 後	改 正 前
（中間連結株主資本等変動計算書の区分表示） 第七十二条 （略） 2 中間連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。当該項目及び科目は、<u>前連結会計年度末の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合して</u>いなければならない。 第七十五条 財務諸表等規則第一百四条の規定は、その他の包括利益累計額について準用する。この場合において、同条中「<u>第百条第二項</u>」とあるのは「<u>第七十二条第二項</u>」と、「<u>当事業年度期首</u>」とあるのは「<u>当連結会計年度期首</u>」と、「<u>当事業年度変動額</u>」とあるのは「<u>当中間連結会計期間変動額</u>」と、「<u>当事業年度末</u>」とあるのは「<u>当中間連結会計期間末</u>」と読み替えるものとする。	（中間連結株主資本等変動計算書の区分表示） 第七十二条 （略） 2 中間連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。当該項目及び科目は、<u>当連結会計年度期首の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合して</u>いなければならない。 第七十五条 財務諸表等規則第一百四条の規定は、<u>評価・換算差額等</u>について準用する。この場合において、同条中「<u>第百条第二項</u>」とあるのは「<u>第七十二条第二項</u>」と、「<u>当事業年度期首</u>」とあるのは「<u>当連結会計年度期首</u>」と、「<u>当事業年度変動額</u>」とあるのは「<u>当中間連結会計期間変動額</u>」と、「<u>当事業年度末</u>」とあるのは「<u>当中間連結会計期間末</u>」と読み替えるものとする。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改正後	改正前
様式第六号 【中間連結株主資本等変動計算書】 （略） （記載上の注意） 1.・2. （略） 3. <u>その他の包括利益累計額</u>は、科目ごとの記載に代えて<u>その他の包括利益累計額の合計額</u>を、<u>当連結会計年度期首残高</u>、<u>中間連結会計期間中の変動額</u>及び<u>中間連結会計期間末残高</u>に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 4. <u>その他の包括利益累計額</u>及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。 5. （略）	様式第六号 【中間連結株主資本等変動計算書】 （略） （記載上の注意） 1.・2. （略） 3. <u>評価・換算差額等</u>は、科目ごとの記載に代えて<u>評価・換算差額等の合計額</u>を、<u>前連結会計年度末残高</u>、<u>中間連結会計期間中の変動額</u>及び<u>中間連結会計期間末残高</u>に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 4. <u>評価・換算差額等</u>及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。 5. （略）